

令和元年 8 月 1 日

会員各位

一般社団法人日本病院薬剤師会

本会が実施する消費税課税対象事業の価格改定について

平素より、本会の活動にご高配賜り御礼申し上げます。

令和元年 10 月 1 日より、消費税率が 8% から 10% に改定されることを受け、本会が実施する消費税課税対象事業の価格（標準税率による）を下記のとおり改定いたします。

会員各位におかれましては、何卒ご了承下さいませようお願い申し上げます。

記

1. 消費税の課税対象となる事業の消費税額を改定することを原則とする。

例)

改定前	改定後
10,800 円（本体価格＋消費税 8%）	→ <u>11,000 円（本体価格＋消費税 10%）</u>

2. 本改定は、募集時期に関わらず令和元年 10 月 1 日以降に実施される消費税課税対象となる事業に適用する。詳細は各事業の募集時に案内する。

以上